

## 変更届出(営業所を移転した場合)

### 【必要書類】

書類名	備考
変更届出書 (別記様式第5号)	記載要領は次頁以降の記載例参照。

### 【届出期限】

変更の日の3日前まで

### 【届出先】

営業所を管轄する警察署(主たる・その他を問わない)

※ ただし、届出時において、移転先の所在地を管轄する警察署に営業所がない場合は、移転先の所在地を管轄する警察署では届出を受理できません。

### 【手数料】

なし

※ 営業所の移転に伴い、管理者交替や変更等がある場合は、変更後、14日以内に変更届出書(別記様式第6号)を提出する必要があります。

※ 個人許可者の方で、主たる営業所が自宅の場合は、変更後、14日以内に主たる営業所(自宅)の移転先を管轄する警察署に変更届出・書換申請書(別記様式第6号)を提出のうえ、許可証の書換をする必要があります。

別記様式第5号 (第5条関係)

( / )

資料区分	23	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	( 署 )					

変更届出書

古物営業法第7条第1項の規定により変更の届出をします。

長崎県公安委員会 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

届出者の氏名又は名称及び住所

長崎市松が枝町〇番〇号

長崎 太郎

(※法人の場合は法人の名称)

許可の種類	(1)古物商 2.古物市場主
許可証番号	0:0:0:0:0 0:0:0:0:0:0
許可年月日	3.昭和(4)平成 5.令和 2:0年 1:1月 0:1日
氏名 又は名称	(フリガナ) ナカサキ タロウ (漢字) 長崎 太郎 (※法人の場合は法人の名称)
住所	長崎 都道 長崎 (市)区 府(県) 町村 松が枝町〇番〇号

営業所又は古物市場に係る変更事項

変更区分	1. 新設 : 営業所等を新設(「変更・廃止する営業所又は古物市場の名称」欄を除く全項目に記載、「営業所・古物市場の変更予定年月日」欄に新設予定年月日を記載) (2) 変更 : 従前の届出事項を変更 ) 4. 廃止 : 営業所等を廃止(「営業所・古物市場の変更予定年月日」欄に廃止予定年月日を記載)
変更・廃止する営業所又は古物市場の名称	営業所等所在都道府県 : 長崎 営業所等整理番号 : (フリガナ) ナカサキ アンティック (漢字) 長崎 アンティック

変更予定年月日	5. 令和 0:3年 0:4月 0:1日	
主たる営業所・古物市場	形態	1. 営業所あり 2. 営業所なし 3. 古物市場
	名称	(フリガナ) (漢字)
主たる営業所・古物市場	所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。) 都道 (市)区 長崎 府(県) 佐世保 町村 浅子町〇番地〇 電話 (0000) 00 - 0000 番 (内線 )
	所轄警察署	営業所等所在都道府県 営業所等整理番号
その他の営業所・古物市場	形態	1. 営業所 2. 古物市場
	名称	(フリガナ) (漢字)
その他の営業所・古物市場	所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。) 都道 市区 府県 町村 (※その他の営業所の移転は、この欄に新所在地を記載) 電話 ( ) - 番 (内線 )
	所轄警察署	営業所等所在都道府県 営業所等整理番号

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠線内には記載しないこと。
- 2 「変更予定年月日」欄には、当該事項の変更予定年月日を記載すること。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。